都市ガス各種料金表

2019年10月 1日実施

米子瓦斯株式会社

目 次

Ι	用語の定義		1
п	一般ガス料金		2
Ш	家庭用料金 …		4
	1. 家庭用ガス暖房	와金	4
	2. 家庭用コージェ	ネレーション料金	8
IV	業務用料金 …		9
	1. 環境負荷低減料	金 ······	9
	2. 業務用パッケー	ジ料金	1 1
	3. 空調夏期料金		1 2
	4. 小型空調料金		1 4
	5. 時間帯別B料金		1 6

I 用語の定義

この料金表において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1)「家庭用ガスセントラルヒーティングシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、 放熱器を接続する機能を有する熱源機により、設置した放熱器に温水を供給して暖房を行う システムをいいます。
- (2)「ガス暖房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、暖房を行う機能を有する燃焼機器のことをいいます。
- (3)「家庭用ガスコージェネレーションシステム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、 ガスエンジン、ガスタービン、燃料電池等により電力又は動力を発生させるとともに、その 際に発生する排熱を利用する家庭用の熱電供給システム又は熱動供給システムをいいます。
- (4)「小型空調機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機のうち、ガスエンジンヒートポンプ方式の機器及び冷凍能力 105.5kw (30US.RT) 以下のガス吸収式の機器をいいます。
- (5)「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (6)「環境負荷低減機器」とは、エネルギー源としてガスを使用するボイラー、及び冷凍能力 105.5kw (30US.RT) を超えるガス吸収式の空調用熱源機器をいいます。
- (7)「業務用機器」とは、エネルギー源として業務用途でガスを使用する機器をいいます。
- (8)「専用住宅」とは、居住の目的にだけ建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所などの業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (9)「昼間」とは、午前7時から午後10時までをいいます。
- (10)「夜間」とは、午後10時から午前7時までをいいます。
- (11)「最大需要期」とは、1月使用分(12月検針日の翌日から1月検針日まで)から、3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの3か月間をいいます。
- (12)「最大需要月」とは、最大需要期における契約月別使用量が最も多い月をいいます。
- (13)「その他期」とは、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの8か月の期間をいいます。
- (14)「冬期」とは、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの4か月の期間をいいます。
- (15)「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し、3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切捨て)。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (16)「契約月別使用量」とは、契約開始使用月から終了使用月までの契約で定める月別使用予定量をいいます。
- (17)「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (18)「契約年間引取量」とは、契約で定める使用者の1年間において引き取らなければならない量をいいます。
- (19)「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいいます。

- (20)「契約月最低使用量」とは、契約月別使用量が最も少ない月の使用量をいいます。
- (21)「契約最大使用量」とは、契約で定める1年間を通じて1時間当たりの最大の使用量をいいます。
- (22)「契約昼間使用量」とは、最大需要期における1か月間の昼間使用量が最も多い月の契約で定める昼間使用量をいいます。
- (23)「契約夜間使用量」とは、最大需要月の契約月別使用量から契約昼間使用量を差し引いた後の使用量をいいます。

Ⅱ 一般ガス料金

一適用一

当社が一般の需要に応じ導管によりガスを供給する場合(特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する場合を除きます。)は、一般ガス料金を適用いたします。

一料金表一

1. 適用区分

料金表 A 使用量が 0 立方メートルから 1 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表 B 使用量が 1 0 立方メートルを超え、2 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が20立方メートルを超え、80立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 使用量が80立方メートルを超え、150立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 使用量が150立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、その 調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	915.20円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	254.45円

(3)調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 2 5 2 . 3 6 円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	207.26円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 454.10円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	199.56円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,025.00円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	195.75円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

Ⅲ 家庭用料金

1. 家庭用ガス暖房料金

一 適 用 一

お客さまは、家庭用ガスセントラルヒーティングシステム又はガス暖房機器を専用住宅でご使 用される場合には、当社に対して家庭用ガス暖房料金の適用を申し込みいただくことができます。

一 契 約 一

- 1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
- 2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する 月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時 において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさ らに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
- 3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度 同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の 日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことが あります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別 の変更の場合にはこの限りではありません(4において同じ)。
- 4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金(一般ガス料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

一料金表一

1. 適用区分

料金表A その他期の使用量が 0 立方メートルから 1 0 立方メートルまでの場合に適用いた します。

- 料金表B その他期の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合に適用 いたします。
- 料金表C その他期の使用量が20立方メートルを超え25立方メートルまでの場合に適用 いたします。
- 料金表D その他期の使用量が25立方メートルを超える場合に適用いたします。
- 料金表E 冬期の使用量が 0 立方メートルから 1 0 立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 冬期の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合に適用いた します。
- 料金表G 冬期の使用量が20立方メートルを超え40立方メートルまでの場合に適用いた します。
- 料金表H 冬期の使用量が40立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、その 調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	915.20円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 2	254.	45円
---------------	------	-----

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	936.10円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 2 5 2. 3 6 円

(3)調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,838.10円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 207.26円

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

6. 料金表D(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3, 556. 85円
------------------	-------------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 138.51円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

7. 料金表E (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	915.20円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	254.45円
------------	---------

(3)調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位

料金といたします。

8. 料金表 F (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき 936.10円

(2) 基準単位料金

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

9. 料金表G (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,838.10円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	207.26円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

10. 料金表H (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	4,588.10円
------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 1 3 8. 5 1 円

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

2. 家庭用コージェネレーション料金

一適用一

お客さまは、家庭用ガスコージェネレーションシステムを、家庭用の専用住宅又は併用住宅で ご使用される場合で、システムの定格発電出力(機器容量)が5kW未満である場合には、当社 に対して家庭用コージェネレーション料金の適用を申し込みいただくことができます。

一 契 約 一

- 1. お客さまは、所定の申込書により料金の適用を申し込んでいただきます。
- 2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する 月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時 において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさ らに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
- 3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度 同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の 日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことが あります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別 の変更の場合にはこの限りではありません(4において同じ)。
- 4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金(一般ガス料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

一料金表一

1. 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから10立方メートルまでの場合に適用いたします。 料金表B 使用量が10立方メートルを超える場合に適用いたします。

2. 料金の算定方法

料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、その 調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

3. 料金表A(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	915.20円
------------------	---------

(2) 基準単位料金

1 立方メートルにつき 2 5 4 . 4 5 円

(3)調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位 料金といたします。

4. 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2, 239.60円
------------------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	122.01円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

IV 業務用料金

1. 環境負荷低減料金

一適用一

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対して環境負荷低減料金の適用を申し 込みいただくことができます。

- ① 環境負荷低減機器をお使いいただくこと。
- ② 契約月最低使用量が800立方メートル以上であること。
- ③ 契約月平均使用量が1,500立方メートル以上であること。
- ④ 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- ⑤ 環境負荷低減機器のガス使用量を計量する専用のガスメーターを設置されること。

- 1. お客さまは、当社と協議のうえ、この料金に関する需給契約を締結していただきます。
- 2. お客さまは、新たにこの料金の適用を申し込まれる場合、又はその後の契約更新に際し契約 内容を変更しようとされる場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示していただくも のとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業者の負荷実態、過去の実績等を参 考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約年間使用量
 - ② 契約年間引取量
 - ③ 契約月平均使用量

- ④ 契約月別使用量
- ⑤ 契約月最低使用量
- 3. 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議の無い場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これに倣うものといたします。

一料金表一

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1)料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- 2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金

1か月につき	33,000.00円
--------	------------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	133.56円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

- 需給契約の補償料 -

需給契約に関する補償料は契約年間引取量未達補償料とし、当社は当該補償料(消費税等相当額を含みます。)を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。



2. 業務用パッケージ料金

一適用一

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対して業務用パッケージ契約の適用を 申し込みいただくことができます。

- ① 業務用途でガスを使用すること。
- ② 契約最大使用量が6立方メートル以上であること。
- ③ 契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上であること。
- ④ 契約月最低使用量が300立方メートル以上であること。

一 契 約 一

- 1. お客さまは、当社と協議のうえ、この料金に関する需給契約を締結していただきます。
- 2. お客さまは、新たにこの料金の適用を申し込まれる場合、又はその後の契約更新に際し契約 内容を変更しようとされる場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示していただくも のとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業者の負荷実態、過去の実績等を参 考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約年間使用量
 - ③ 契約月別使用量
- 3. 契約最大使用量は原則としてガスメーターの能力(小数点以下切り捨て)の合計といたします。ただし、お客さまが希望される場合には、負荷計測器を設置のうえ、負荷計測器により実績最大使用量(最大の1時間当たりの使用量)を算定し、お客さまとの協議によって契約最大使用量を定めるものとします。(負荷計測器本体及び取付工事費は全てお客さま負担といたします。)
- 4. 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において当社とお客さまの双方が契約内容について異議の無い場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これに倣うものといたします。

一料金表一

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、 その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- 2. 料金表 (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 定額基本料金

1か月につき	2,310.00円
--------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	152.26円
------------	---------

(3) 調整単位料金

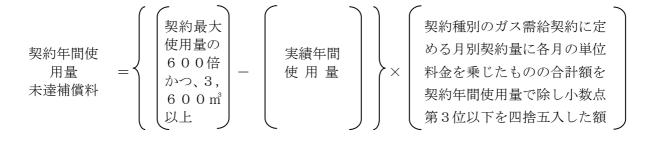
(2) の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款により算出した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

一 需給契約の補償料 一

需給契約に関する補償料は契約年間使用量未達補償料とし、当社は当該補償料(消費税等相当額を含みます。)を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 年間契約取引量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約最大使用量の600倍かつ3,600立方メートルに満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間契約使用量未達補償料といたします。



3. 空調夏期料金

一適用一

お客さまが空調機器をご使用になり、空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーターを 設置される場合には、当社に対して空調夏期料金の適用をお申し込みいただくことができます。

- 1. お客さまは、当社と協議のうえ、この料金に関する空調夏期料金第一種又は空調夏期料金第二種のいずれかの需給契約を締結していただきます。
- 2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する 月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時 において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさ らに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
- 3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度

同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の 日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことが あります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別 の変更の場合にはこの限りではありません(4において同じ)。

4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金(一般ガス料金を除きます。)への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

一料金表一

1. 適用

料金算定期間の末日がその他期(4月使用分から11月使用分までの8か月の期間)に属する料金について適用いたします。なお、料金算定期間の末日が冬期(12月使用分から3月使用分までの4か月の期間)に属する料金については、一般ガス料金の料金表を適用いたします。

2. 適用区分

料金表1 空調夏期料金第一種に適用いたします。

料金表2 空調夏期料金第二種に適用いたします。

- 3. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1)料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- 4. 料金表1 (空調夏期料金第一種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5, 500.00円
------------------	------------

(2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき 1,074.70円	
-----------------------	--

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	138.51円
------------	---------

(4) 調整単位料金

(3) の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの

単位料金といたします。

5. 料金表2 (空調夏期料金第二種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	7,700.00円
------------------	-----------

(2) 流量基本料金

1 立方メートルにつき 1,074.70円

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.21円
------------	---------

(4) 調整単位料金

(3) の各基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

4. 小型空調料金

一適用一

お客さまが小型空調機器をご使用になり、小型空調機器のガス使用量を計量する専用のガスメーターを設置される場合には、当社に対して小型空調料金の適用をお申し込みいただくことができます。

- 1. お客さまは、当社と協議のうえ、この料金に関する小型空調料金第一種、小型空調料金第二種又は小型空調料金第三種のいずれかの需給契約を締結していただきます。
- 2. 契約期間はお客さまから申し込みのあった日の次の検針日の翌日から、その申込日の属する 月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日までといたします。ただし、契約期間満了時 において当社とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約は同一条件でさ らに1年間継続するものとし、以降も同様といたします。
- 3. 当社は、本契約の契約期間満了前に解約又は一般ガス料金に変更をされたお客さまが、再度 同一需要場所で本契約の申し込みをされる場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の 日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことが あります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約又は契約種別 の変更の場合にはこの限りではありません(4において同じ)。
- 4. 当社は、本契約の契約期間満了時前に他の契約料金(一般ガス料金を除きます。)への変更

を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

一料金表一

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- 2. 料金表1 (小型空調料金第一種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月につき 1,045.00円

(2) 基準単位料金

	冬 期	その他期
1立方メートルにつき	174.26円	145.11円

(3) 調整単位料金

- (2) の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 3. 料金表 2 (小型空調料金第二種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1 か月につき	1, 430.00円
---------	------------

(2) 基準単位料金

	冬 期	その他期
1立方メートルにつき	164.36円	134.55円

(3) 調整単位料金

- (2) の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。
- 4. 料金表3 (小型空調料金第三種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月につき	2,310.00円

(2) 基準単位料金

	冬 期	その他期
1立方メートルにつき	154.02円	124.21円

(3) 調整単位料金

(2) の各基準単位料金をもとにガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

5. 時間帯別B料金

一 適 用 一

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社に対して時間帯別B料金の適用を申し込みいただくことができます。

- ① 契約最大使用量が12立方メートル以上であること。
- ② 契約月平均使用量が6,136立方メートル以上であること。
- ③ 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- ④ 不測の需給逼迫等の緊急時において当社が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整(供給の制限又は中止)に応じていただくことのできる需要であること。

- 1. お客さまは、当社と協議のうえ、この料金に関する需給契約を締結していただきます。
- 2. お客さまは、新たにこの料金の適用を申し込まれる場合、又はその後の契約更新に際し契約 内容を変更しようとされる場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示していただくも のとし、当社はその使用計画に基づき、機器の規模、同一業者の負荷実態、過去の実績等を参 考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量を定めるものといたします。
 - ① 契約最大使用量
 - ② 契約昼間使用量
 - ③ 契約夜間使用量
 - ④ 契約年間使用量
 - ⑤ 契約年間引取量
 - ⑥ 契約月平均使用量
 - ⑦ 契約月別使用量
- 3. 最大使用量、昼間使用量及び夜間使用量は、原則として負荷計測器により算定いたします。 (負荷計測器本体は当社負担とし、取付工事費はお客さま負担といたします。) ただし、負荷 計測器の故障の場合には、当社とお客さまの協議によってその月における最大使用量、昼間使 用量及び夜間使用量を算定いたします。
- 4. 契約期間は原則として1年間とし、需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時におい

て当社とお客さまの双方が契約内容について異議の無い場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これに倣うものといたします。

一料金表一

- 1. 料金及び消費税等相当額の算定方法
- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、基本料金(甲)と基本料金(乙)の合計といたします。
- ① 基本料金(甲)は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大使用量を乗じた額といたします。
- ② 基本料金(乙)は、昼間基本料金と夜間基本料金の合計といたします。昼間基本料金は昼間基本料金単価に契約昼間使用量を乗じた額とし、夜間基本料金は夜間基本料金単価に契約夜間使用量を乗じた額といたします。
- (3) 従量料金は、基準単位料金又はガス小売供給約款により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4) お客さまの都合や契約違反により本契約を契約期間中に解消した場合、又はガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(2) に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(3) の従量料金に準じて算定いたします。
- 2. 料金表 (時間帯別 B 料金第三種) (消費税等相当額を含みます。)
- (1) 基本料金(甲)
 - ① 定額基本料金

1か月につき 11,000.00	-
------------------	---

② 流量基本料金

1立方メートルにつき	2, 272.10円
------------	------------

(2) 基本料金(乙)

① 昼間基本料金

1立方メートルにつき	28.11円
------------	--------

② 夜間基本料金

1立方メートルにつき	11.74円
------------	--------

(3) 基準単位料金

	-
1 立方メートルにつき	101.66円

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに、ガス小売供給約款により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

一 需給契約の補償料 一

需給契約に関する補償料は契約年間引取量未達補償料とし、当社は当該補償料(消費税等相当額を含みます。)を、原則として、それぞれの未達あるいは超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。なお、補償料計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、端数の金額を切り捨てます。

(1) 契約年間引取量未達補償料

当社は、お客さまの年間の実績使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむを得ないと判断した場合以外、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達補償料といたします。

一 緊急時調整時の措置 一

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、料金の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、需給契約の補償料については、双方協議して算定するものといたします。

(1) 定額基本料金割引額

(2) 流量基本料金割引額

(3) 昼間基本料金割引額

(4) 夜間基本料金割引額